

(平成25年11月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 35 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 15 日

A事業所（現在は、B法人）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間において賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B法人の事業主の供述及び同法人が加入しているC健康保険組合（当時は、D健康保険組合）における申立人に係る被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記健康保険組合における申立人に係る被保険者記録から、35 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会B事業所における資格取得日に係る記録を昭和49年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月31日から同年6月5日まで

A協会に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において異動はあったが、同協会に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA協会から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、同協会に継続して勤務し（昭和49年5月31日に同協会本部から同協会B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA協会B事業所における昭和49年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成20年7月31日は30万円、同年12月29日は29万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月31日
② 平成20年12月29日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間において賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有している申立人に係る「2008年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、平成20年7月31日及び同年12月29日にそれぞれ30万円の賞与の支払を受け、同年7月31日については標準賞与額30万円、同年12月29日については標準賞与額29万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成20年7月31日は30万円、同年12月29日は29万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
A事務所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事務所には申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人のA事務所における離職日は、平成 11 年 8 月 31 日となっており、申立人が同日まで同事務所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事務所では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していないと回答している上、申立人から提出された「平成 11 年分の所得税の確定申告書」及び「平成 11 年分給与所得の源泉徴収票」並びに同事務所から提出された申立人の申立期間に係る諸給与支払内訳明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人のB厚生年金基金及びC健康保険組合に係る加入記録でも、A事務所における資格喪失日が平成 11 年 8 月 31 日となっており、オンライン記録と符合していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月 7 日から同年 6 月 6 日まで
② 昭和 47 年 6 月 6 日から 51 年 1 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB事業所のC部に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、申立期間①は、A社において食品のルートセールスを行い、申立期間②は、同社の社長から、B事業所のC部でA社の社長及び専務が所有するコレクションの販売をするよう言われ、同部において専ら当該コレクションの販売を行っていた。また、申立期間②については、B事業所のC部に勤務したものの、A社としか雇用契約を締結していないため、給料は毎月同社から振込みで 13 万円が支給されていた。両申立期間について、給与支給額等を証明できる資料は無いが、同社における厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立人が記憶していた同社の社長及び専務も既に死亡していることから、同社並びに同社の社長及び専務から、申立人の当該期間に係る勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立期間①において、A社で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した従業員 8 人に対し、申立人の同社における勤務及び同社の厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答のあった 6 人は、いずれも申立人を記憶していない上、同社の厚生年金保険の取扱いについても記憶していないとしているため、当該照会内容について確認することができない。

申立期間②について、申立人から提出された、昭和 47 年 7 月 * 日付けでD県公安委員会から交付された申立人に係る古物商許可証の「営業所の名称、所在地」欄にB事業所の名称が記載されていることが確認できることから、勤務期間を特定できないものの、

申立人が、同許可証が交付された当時、同事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、D県警の古物営業の担当者は、「申立人に係る許可証が申立人個人に交付されたものであることから、当該許可証に記載されているB事業所は、個人事業所である。」と供述していること、また、申立人は、「B事業所のC部は、事業主を除き、従業員は自分を含めて3人であった。」と供述していることから判断すると、B事業所は、申立期間②当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていなかったと考えられるところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、同事業所は、当該許可証から確認できる事業所所在地において、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

一方、申立人は、自身の場合は、申立期間②については、B事業所に勤務していたものの、当該期間についてもA社と雇用関係があり、同社から給与が支給されていたと主張しているが、上記のとおり同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、社長及び専務は既に死亡しているため、同社からの給与の支給について確認することができない。

また、申立人が、申立期間②において、B事業所のC部に勤務していたA社の専務であって、B事業所の事業主でもあったとする者を除く従業員3人は、A社に係る事業所別被保険者名簿に氏名の記載は無いことから、同社では、B事業所に勤務する従業員については、厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間①及び②における健康保険の整理番号に欠番は無く、訂正等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24725 (事案 5677 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 25 日から 38 年 3 月 26 日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から記録訂正のあっせんはできないとの通知を受けた。

しかし、日本年金機構から「あなたの気になる年金記録もう一度、ご確認を。」というはがきが届いた上、前回の申立てにおける第三者委員会の調査に不満もあるので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除については不明であると回答していること、申立人が記憶している複数の同僚及び申立期間においてA社で厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の従業員に照会したが、申立人の申立期間における勤務について確認することができなかったこと、また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等から、年金記録確認C地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成 21 年 12 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回の再申立てにおいて、新たな資料や情報等はないが、前回の申立ての際に、連絡先を教えたA社の同僚に照会してほしかったとしているところ、当該同僚は、当委員会からの照会に対して、「申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間は覚えておらず、申立期間にA社に勤務していたか否かについては不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務について確認することができない。

このほかに年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は

見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。